

豊橋市告示第 3 5 7 号

平成 1 1 年豊橋市告示第 5 2 号（悪臭防止法の規定に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日

豊橋市長 早 川 勝

「第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定悪臭物質の種類ごと」を「第 4 条第 2 項の規定に基づき、臭気指数」に改める。

2 規制基準を次のとおり改める。

（臭気指数の規制基準）

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭 気 指 数	1 2	1 5	1 8

(2) 法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する排出口における規制基準

2 (1) の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 4 7 年総理府令第 3 9 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出した値

(3) 法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する排出水中における規制基準

2 (1) の表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した値